東三河総合体育大会に係る拠点校部活動参加規程

愛知県中小学校体育連盟東三河支部

愛知県中小学校体育連盟東三河支部が、拠点校部活動として参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。市町村教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。以下の条件を満たしている場合、拠点校部活動として、東三河総合体育大会への参加を認める。

1 拠点校部活動とは

在籍校に希望する部活動がない等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというもの。

2 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、市町村教育委員会または市町村校長会(以下、事業主体)とする。実施主体は、市町村立学校とする。

3 実施対象校

実施対象校は、上記の1を理由とした受け入れを事業主体に認められた学校とする。

4 実施期間

原則1年間(年度単位)とするが、継続も拒まないものとする。

5 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

(1) 参加の承認

生徒の在籍校並びに拠点校の校長による承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、 拠点校の部活動規程・生徒指導に同意すること。

(2) 大会等への参加

学校部活動として大会に参加する。登録については、拠点校からの登録とする。大会参加等 の連絡は、拠点校が対応する。

(3) 拠点校への移動

拠点校への移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(4) 安全管理

- ・ 在籍校から拠点校への移動は、在籍校の指示による。
- ・ 活動中は、拠点校の規則・顧問の指示に従う。
- ・ 在籍校及び拠点校の指導の下での移動及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付を適応する。

附 則 この規程は令和6年4月1日より施行する。